

初鹿通信

第 205 号

令和 5 年 8 月 吉日

顧問先各位

＜ご一読推薦者＞

- 経営者
- 経理担当者
- 従業員

初鹿会計事務所（認定経営革新等支援機関）

〒400-0043

山梨県甲府市国母 8 丁目 4 番 40 号

T E L 055-220-6885

F A X 055-220-6887

U R L <https://www.hatsushika-kaikei.com/>

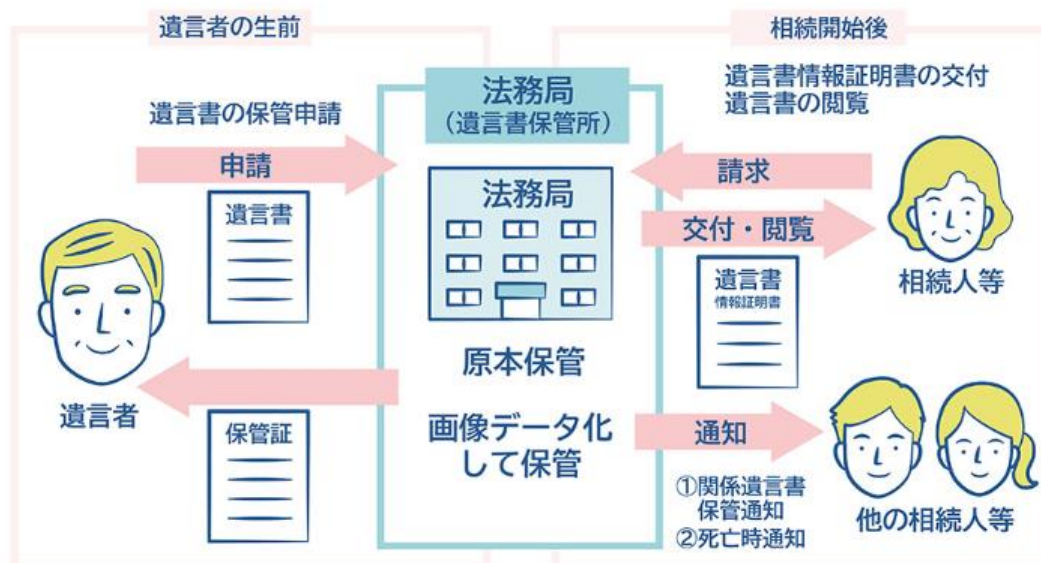
新型コロナウイルス関連情報 <https://www.hatsushika-kaikei.com/blog/news/p1950/>

自筆証書遺言書保管制度について

自筆証書遺言書とその画像データを法務局で保管する「自筆証書遺言書保管制度」が、令和2(2020)年7月10日からスタートしています。申請に必要なものを準備いただき、全国の法務局で予約をして、申請を行っていただけます。保管の申請は3,900円で手続きできます。

自筆証書遺言書は、紙とペンと印鑑があれば特別な費用もかからずに作成できますが、欠点があります。自宅で保管している間に、遺言書が盗難、紛失するおそれもあります。また、遺族が遺言書の存在に気がつかないということもあります。さらには、家庭裁判所の検認が必要です。自筆証書遺言書保管制度はこうした問題を解消することができます。

法務局で保管されるため、紛失、盗難のおそれなどありません。また、遺言者が亡くなったときに、あらかじめ指定された方へ遺言書が法務局に保管されていることを通知してもらえるため、遺言書が発見されないことを防ぐことができます。さらに、家庭裁判所の検認が不要となり、相続人等が速やかに遺言書の内容を実行できます。



遺言書は一定の要件を満たす必要があり、不備があると無効になる可能性があります。自筆証書遺言書保管制度では、遺言の内容についての審査を行わないため、遺言書の有効性を保証するものではありません。遺言書の内容についてご不明な点がございましたら、法律の専門家にご相談ください。

当事務所では、各専門家のネットワークを活用したサポートなども行うことができますので、お気軽にご相談ください。

具体的な申請方法や、手続き方法は下記の法務省のホームページもご確認ください。

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html

省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金(令和5年度募集)の申請開始

「省エネ・再エネ設備導入加速化事業補助金」の令和5年度募集の申請受付が開始されました。令和4年度の第2次募集から省エネ設備導入に対する補助額の下限が50万円から25万円へ引き下げられています。

申請受付期間：令和5年7月24日(月)から令和5年9月1日(金) (当日消印有効)

概要：原油価格等の高騰に直面する事業者のエネルギーコスト削減推進のため、省エネルギー・再生可能エネルギー設備の導入に要する経費の一部を補助する。

補助率：3分の2以内(福祉施設等は4分の3以内)

補助額：省エネ設備 1事業所当たり下限 250,000円～上限 3,000,000円
再エネ設備 1事業所当たり下限 1,000,000円～上限 6,000,000円

補助対象設備：省エネ設備 照明設備(LED照明含む)、高効率空調、業務用給湯器、高性能ボイラ、高効率コージェネレーション、変圧器、冷凍冷蔵設備、産業用モータ、生産設備、エネルギーマネジメントシステム
再エネ設備 太陽光発電設備、蓄電池

詳細は下記ホームページを参照ください。

<https://www.pref.yamanashi.jp/shouko-kik/syouene.html>

ご不明な点等ございましたら、お気軽に窓口担当者までお問い合わせください。